

○四国地方整備局告示第3号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成23年2月7日

四国地方整備局長 足立 敏之

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 県道壬生川丹原線自転車歩行者道設置工事（愛媛県西条市北条地内から同市周布地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛媛県西条市北条、三津屋南、三津屋及び周布地内
- 2 使用の部分 愛媛県西条市北条、三津屋南、三津屋及び周布地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県西条市三津屋東地内から同市周布地内の延長1,121mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道壬生川丹原線自転車歩行者道設置工事及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「県道壬生川丹原線自転車歩行者道設置工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道壬生川丹原線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき愛媛県知事が県道に認定した路線であり、愛媛県は、同法第15条の規定により本路線の管理者であることなどから、起業者である愛媛県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県西条市三津屋東地内の一般国道196号との接続点を起点とし、同市丹原町湯谷口地内の一般国道11号との接続点を終点とする総延長11.2kmの路線であり、同市の産業及び生活を支える幹線道路である。

本路線沿線には、西条市東予総合支所をはじめ丹原総合支所、小・中学校の公共施設が存するほか、近年大型商業施設が複数進出しており、また、四国縦貫自動車道へ接続する今治小松自動車道の東予丹原インターチェンジに接続し、同道路へのアクセス道路としての機能を有するなど、本路線の重要度は高まっている。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、四国旅客鉄道株式会社予讃線壬生川駅の南部に位置し、旧東予市の中心部を通過することから沿線には公共施設、店舗、事務所及び病院等が連たんしており、通勤、通学等による自動車、歩行者及び自転車の交通量が多い。

平成17年度道路交通センサスによると、本路線における自動車交通量は西条市丹原町願連寺地点で11,971台/日、歩行者62人/日、自転車124台/日となっている。また、平成21年度に起業者が任意に行った調査によると、現道における歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の交通量は、西条市北条地内の起業地地点で歩行者が68人/12時間、自転車が324台/12時間となっている。

しかしながら、現道は、自転車歩行者道が設置されていないことから、歩行者及び自転車は、車道の通行を余儀なくされ、交通事故の危険性が高く、歩行者等の安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、幅員が3.5mの連続した自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の交通が自動車交通と分離され、歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保されることが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成21年9月及び10月に任意で調査及び検討を実施したところ、本件事業は、自転車歩行者道の整備を行うものであり、これにより自動車交通量が増加するものではないことなどから、現状の生活環境等は維持されるものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第2級の道路に自転車歩行者道の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和31年5月7日付けで決定され、平成3年12月17日及び平成21年1月13日付けでそれぞれ変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、自転車歩行者道が整備されておらず、歩行者等が危険にさらされていることから、できるだけ早期に歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。